

# 最低制限価格制度

地方公共団体における調達には、その財源が税金によって賄われるものであることから、より良いものでより安いものを調達することが原則とされています。

この原則からすれば、「より安いもの」が良いという考え方もあり得ますが、一方で、地方公共団体における調達においては、「より良いもの」を発注するという条件を満たす必要があります。

つまり、より安いものを追求しすぎると、低価格による受注が進み、ひいてはダンピング受注につながることも懸念されます。ダンピング受注は、地方公共団体から見れば、適切な契約の履行の確保がなされない恐れがあることや行政サービスの質が低下するなどの支障が生じかねません。

また、受注側からすれば、下請けへのしわ寄せや、労働条件の悪化等の問題が生じかねない恐れもあります。

さらに社会全体にとっても公正な取引秩序を歪めるおそれがあるといえます。

以上のことから、地方公共団体は、「より良い」もので「より安い」ものを調達するよう入札契約制度を適切に活用し、発注を行っていく必要があります。

中央公契連は、国交省、農林水産省、防衛省などの中央省庁の他、独立行政法人や高速道路会社などの発注機関89機関が参加し、入札契約制度の運用について連絡調整を行っている。  
最低制限価格の算定式については、令和4年に改定された中央公契連モデルが標準とされている

## 公契連モデル

### ○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和61年 6月26日 採択

令和 4年 3月 4日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額
  - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

**直接工事費**：工事の施工に直接かかる費用

**共通仮設費**：運搬費、安全費、準備費など直接工事費にかからないが原価となるもの

**現場管理費**：管理社員給与、現場事務所、福利厚生費などの経費

**一般管理費**：事務用品費、電力、水道、ガス等の費用など

## 入札額変動型最低制限価格設定方法の導入について

27年4月より全ての入札において最低制限価格を設定してきておりましたが、制限付き一般競争入札への移行に伴い、入札額変動型最低制限価格設定方法を導入します。

制限付き一般競争入札との併用で、より透明性・競争性が確保されるとともに、市場における相場と落札金額とのかい離をなくすよう努めてまいります。

(例) 予定価格 11,000,000 円の場合

応札者の順位及び金額	順位 (低い順)	入札金額	記事
	1位	7,500,000	失格
	2位	9,000,000	落札
	3位	9,300,000	
	4位	9,500,000	
	5位	10,000,000	
	6位	11,000,000	
	7位	11,500,000	超過
平均額算出対象者数	6者×0.5=3者 ※予定価格を上回った業者を除く		
対象者の平均価格	8,600,000 ※上位3者の応札額の平均 (7,500,000+9,000,000+9,300,000) /3		
最低制限価格	7,740,000 (8,600,000×0.9)		
結果 (落札者)	入札順位2位が落札		

※ 予定価格の範囲内での応札者が全応札者の1/2に満たない場合は、予定価格の範囲内での応札者の平均価格の0.9で設定

※ 応札者が5社未満の場合は、入札額変動型ではなく従来の最低制限価格を用いることとする。

4月28日入札結果

番号	工事名	予定価格 A	固定型最低制限価格 (公契連モデル) (率) B		変動型最低制限価格 C	落札額 (率) D		D-B	参加業者および落札業者
1 道メ第4号	えび穴大橋欄干補修 工事	9,480	8,400	88.61%	5,870	6,750	71.20%	△ 1,650	(株)河村組弥彦支店・ (株)小林組・(株)小林建材・ (株)菅原組・大門建設(株)・ (株)丸長建設弥彦支店・ (有)みな川建設・(株)渡辺土建
2 単下第1号	上泉処理分区汚水36-2-3管渠布設 工事	5,810	5,190	89.33%	4,288	4,820	82.96%	△ 370	(株)河村組弥彦支店・ (株)小林組・(株)小林建材・ (株)菅原組・大門建設(株)・ (株)丸長建設弥彦支店・ (有)みな川建設・(株)渡辺土建
3 交安通対第1号	村道浅尾線道路改良 工事	8,060	7,210	89.45%	5,879	5,970	74.07%	△ 1,240	(株)河村組弥彦支店・ (株)小林組・(株)小林建材・ 大門建設(株)・ (株)丸長建設弥彦支店・ (有)みな川建設・(株)渡辺土建
4 道改第7号	村道村山中央通り線道路改良 工事	4,020	3,600	89.55%	3,033	3,080	76.62%	△ 520	(株)河村組弥彦支店・ (株)小林組・(株)小林建材・ 大門建設(株)・ (株)丸長建設弥彦支店・ (有)みな川建設・(株)渡辺土建

5月26日入札結果

番号	工事名	予定価格 A	最低制限価格 (公契連モデル) (率) B		変動型最低制限価格 C	落札額 (率) D		D-B	参加業者および落札業者
1 工務補第5-10号	走出他地内配水管布設替 工事	22,730	20,460	90.01%	15,939	17,230	75.80%	△ 3,230	(株)河村組弥彦支店・ (株)小林組・(株)小林建材・ (株)菅原組・大門建設(株)・ (株)マルヤマ・ (有)みな川建設・(株)渡辺土建
2 第P73-A01-011号	井田地内消雪パイプフレッシュ 工事	17,970	16,100	89.59%	12,215	12,930	71.95%	△ 3,170	(株)河村組弥彦支店・ (株)小林組・(株)小林建材・ (株)菅原組・大門建設(株)・ (株)マルヤマ・(株)丸長建設弥彦支店・ (有)みな川建設・(株)渡辺土建
3 第P73-A01-009号	麓地内消雪パイプフレッシュ 工事	17,120	15,330	89.54%	11,759	12,220	71.38%	△ 3,110	(株)河村組弥彦支店・ (株)小林組・(株)小林建材・ (株)菅原組・大門建設(株)・ (株)マルヤマ・(株)丸長建設弥彦支店・ (有)みな川建設・(株)渡辺土建

平均 89.44%

平均 74.85%

総行行第103号  
国土入企第65号  
平成31年3月29日

各都道府県知事 殿  
（市町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会議長 殿  
（議会事務局扱い）  
各指定都市市長 殿  
（財政担当課、契約担当課扱い）  
各指定都市議会議長 殿  
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

ダンピング対策の更なる徹底に向けた  
低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準

価格（以下「調査基準価格」という。）を適宜見直すこととされています。

今般、平成31年3月28日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）における調査基準価格の設定範囲につき、その上限を10分の9から10分の9.2に引き上げる等の見直しが行われました（別添1参照）。また、同月26日付けで国土交通省においても同様の見直しを行ったところ（平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事が対象。別添2及び別添3参照。）。

これまで「公共工事の円滑な施工確保について」（平成30年11月9日付け総行第240号・国土入企第43号）等で低入札価格調査基準及び最低制限価格についてその算定方式の改定等により適切に見直すよう繰り返し要請してきたところですが、各地方公共団体におかれては、今回の見直しを踏まえ、下記の措置を講ずることによりダンピング対策の更なる徹底を図るよう、法第20条第2項に基づき改めて要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知徹底をよろしく願います。

## 記

### 1. ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。特に、人口や年間発注金額等に照らして一定程度の規模を有する団体においては、速やかに検討を行うこと。

また、今般の中央公契連モデル及び国土交通省の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その設定範囲の改定等により適切に見直すこと。その際、国土交通省では、別添3の「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」のうち、「2 本基準の運用について（1）工事の請負契約の場合」の口の「特別なもの」の運用に関しては、別添4のとおり取り扱うこととしたので、これを参考に、低入札価格調査基準及び最低制限価格の適切な運用に努めること。

なお、一部の地方公共団体においては、入札金額に応じて調査基準価格や最低制限価格が変動する算定式を用いているケースが見受けられるところ、多くの場合ではその価格が中央公契連モデルよりも低い水準となっており、ダンピング受注の防止に十分機能していないのではないかとの疑義があることを踏まえ、同算定式を導入している団体にあつては、適切に見直し等の検討を行うこと。

### 2. 調査基準価格等の公表時期の見直しについて